

平成29年度に実施した個別指導に
おいて保険医療機関（歯科）に改善
を求めた指摘事項

四 国 厚 生 支 局

平 成 3 0 年 8 月

目 次

I 保険診療等に関する事項

1	診療録等	1
2	基本診療料等	1
3	医学管理等	2
4	検査	3
5	画像診断	4
6	投薬	4
7	リハビリテーション	4
8	歯周治療	5
9	処置	5
10	手術	6
11	麻酔	6
12	歯冠修復及び欠損補綴	6
13	在宅医療	7

II 診療報酬の請求等に関する事項

1	揭示事項	8
2	施設基準等	8
3	診療報酬請求	8
4	一部負担金等	8
5	その他	9

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項の記載を十分に行うこと。
- ② 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、担当医は診療録を記載（入力）した後、署名又は記名押印を行うこと。
- ③ パーソナルコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に不適切な事例が認められたので改めること。
 - ・ 診療を行った場合には遅滞なく診療録の作成（出力）を行うこと。
- ④ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ・ 部位、傷病名、開始・終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見の記載がなかった。
 - ・ 傷病名にP、C、Gの略称を使用していた。
 - ・ 検査結果等と一致しない傷病名（全顎P2）を記載していた。
 - ・ 同一傷病名欄に該当部位の違う病名を記載していた。
- ⑤ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）以降の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ・ 症状、所見、経過、検査結果（歯周病検査）、画像診断所見、医学管理等の内容、使用薬剤名、診療内容、部位について記載不備が認められた。
 - ・ 診療行為の手順と異なる記載が認められた。
- ⑥ 診療録の記載方法に不適切な事例が認められたので、適切に記載するよう改めること。
 - ・ 判読困難な記載、行間（空白）を空けた記載、鉛筆による記載、欄外への記載が認められた。
 - ・ 歯科用合着・接着材料の点数を誤って記載していた。（「歯科用合着・接着材料Ⅰ」、「歯科用合着・接着材料Ⅱ」）
 - ・ 独自の略称（印象を示す記号等）を使用していた。
- ⑦ 「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（平成28年3月18日保医発0318第5号）を参考に、適切な記載を行うこと。
- ⑧ 診療録が散逸しないように適切に編綴すること。

(2) 歯科技工指示書等

- ① 歯科技工指示書に記載すべき内容（設計・作成の方法、使用材料、発行年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する診療所の所在地）について、不備が認められたので改めること。

2 基本診療料等

(1) 初・再診料

- ① 健康診断において治療の必要性を認め治療を開始した場合に、その日の再診料を算定していた。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定していたので改めること。
 - ・ 歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点について診療録に記載していない例が認められた。
- ② 診療録に記載すべき1回目の管理計画について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
 - ・ 患者の歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況及び患者の基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況等）
 - ・ 生活習慣の改善目標
 - ・ 歯科疾患と全身の健康との関係
- ③ 個々の症例に応じ、適切に歯科疾患管理を実施するなどして、一口腔単位での診療計画の実施に努めること。

〈文書提供加算〉

- ④ 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定していたので改めること。
 - ・ 管理計画の内容について、文書を患者に提供していない例が認められた。
- ⑤ 管理計画を文書において提供した場合に記載すべき内容について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
 - ・ 保険医療機関記入欄（口腔内の状態（プラーク及び歯石の付着状況、歯及び歯肉の状態等（口腔内の状態の改善状況を含む。）））
 - ・ 必要に応じて実施した検査結果等の要点
 - ・ 歯科疾患と全身の健康との関係
 - ・ 生活習慣の改善目標
 - ・ 治療方針の概要
- ⑥ 診療録に添付する管理計画に係る文書の写しは、患者に交付した文書の写しとすること。

〈エナメル質初期う蝕管理加算〉

- ⑦ 口腔内カラー写真の撮影方法が適切でなく、画像が不鮮明な事例が認められたので改めること。

(2) 歯科衛生実地指導料

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定していたので改めること。
 - ・ 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない例が認められた。
 - ・ 情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、指導を行った歯科衛生士の氏名）を記載していない例が認められた。
- ② 診療録に記載すべき内容（歯科医師が歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
- ③ 患者に提供すべき情報提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者に提供していたので、適切な提供と診療録への添付を行うこと。
- ④ 実地指導を行った時間について画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った適

切な実施時刻の記載を行うこと。

- ⑤ 情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容）について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
- ⑥ 歯科衛生実地指導料において、情報提供文書に記載すべきプラークの付着状況を記載していない例が認められたので改めること。

（3）診療情報提供料

- ① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定していたので改めること。
 - ・ 治療の可否に関する問い合わせに対して診療情報提供料（I）を算定していた。

（4）薬剤情報提供料

- ① 算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定していたので改めること。
 - ・ 同月内で、同一の投薬内容で複数回の薬剤情報提供料を算定していた。
- ② 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な事例が認められたので、適切な記載を行うよう改めること。

（5）新製有床義歯管理料

- ① 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない事例が認められた。
- ② 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
 - ・ 指導内容の要点
- ③ 新製有床義歯管理料に係る情報提供文書について、原本を患者に提供し、その写しを診療録に添付すること。

4 検査

（1）細菌簡易培養検査

- ① 算定要件を満たしていない細菌簡易培養検査を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 検査結果を診療録へ記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない事例が認められた。
 - ・ 感染根管処置後の根管貼薬処置期間中以外に行った検査を算定していた。
 - ・ 抜髄後に算定している例が認められた。

（2）歯周病検査

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 必要な検査（歯周ポケット測定（1点以上）、歯の動揺度）の結果を診療録に記載していない事例が認められた。
- ② 歯周基本検査結果の記載に不備（歯の動揺度）が認められたので適切に記載するよう改めること。
- ③ 画一的に歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周疾患の状態、治療の内容等

により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で、検査の選択を行うこと。

- ④ プロービング時の出血の有無、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の記載に不備が認められたので、適切に記載するよう改めること。
- ⑤ 歯周基本治療から、次の歯周病検査までの間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。

5 画像診断

(1) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 歯科エックス線撮影を行った場合に、写真診断に係る所見を診療録に記載していない例が認められた。
- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容（写真診断に係る所見）について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。

(2) 画像診断に係る一連の費用

- ① 歯科エックス線撮影を行うにあたり、フィルムの位置づけが適切に行われておらず、治療に必要な部位の撮影が不十分、又は撮影されていない不適切な事例が認められたので改めること。

6 投薬

(1) 投薬

- ① 投薬日数を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法という」）の承認事項（適応（効能・効果）、用法（用法・用量））からみて、不適切な投薬が認められたので改めること。
 - ア 適応外投与が認められた。
- ③ 抗菌薬の投薬にあたっては、症状、所見、診断、投薬の必要性について診療録に適切に記載すること。
- ④ 投薬にあたっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例毎に適切に行うこと。

7 リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない事例が認められた。
- ② 診療録に記載すべき内容（調整方法及び調整部位又は指導内容の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

8 歯周治療

(1) 診断、処置、手術等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」(平成19年11月 日本歯科医学会)を参考とし、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周治療において、検査所見、治療指針等での画一的な診療録への記載や、検査結果と検査所見記載内容の不整合が認められたので、適切な診断及び記載を行うよう改めること。

(2) 歯周基本治療

- ① 歯周病検査結果から判断して、スケーリング・ルートプレーニングの必要性に乏しい事例が認められたので、検査結果に基づいた確かな診断により、適切な治療を行うこと。
- ② 1日に多数歯に及び歯周基本治療(スケーリング・ルートプレーニング)を実施している事例が多数認められたので、歯周病検査結果、画像診断所見等を勘案し、個別の症例に応じて適切に実施するよう改めること。

(3) 歯周基本治療処置

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本治療処置を算定していたので改めること。
 - ・ 使用した薬剤名を診療録に記載していない事例が認められた。

(4) 歯周病患者の補綴治療

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」(平成19年11月 日本歯科医学会)に基づき、歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことを原則とすること。
- ② 歯周基本治療後に確認の歯周病検査を行わず、歯冠修復、ブリッジ、有床義歯に着手している不適切な事例が認められたので改めること。
- ③ 歯周治療と並行して歯冠修復に係る治療が行われた事例が認められたので改めること。
- ④ 補綴治療(冠装着)後、極めて短期間に当該歯に対して歯周治療(歯周基本治療)を実施している不適切な事例が認められたので改めること。

9 処置

(1) 歯内療法

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 気密な根管充填を行っていなかった。
 - ・ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線フィルムで気密な根管充填処置の確認できない事例が認められた。
- ② 算定要件を満たしていない感染根管処置(消炎拡大処置)を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等の処置を慢性炎症の歯に算定していた。

(2) 暫間固定

- ① 暫間固定において、エナメルボンドシステムによる連結固定を行ったものに、装着に係る費

用及び装着材料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

(3) 床副子

- ① 算定要件を満たしていない床副子「3 著しく困難なもの」を算定していたので改めること。
 - ・ 歯ぎしりに対する咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの）を「3 著しく困難なもの」として算定している例が認められた。
- ② 床副子において、顎関節症、歯ぎしりに係る症状、所見等の診療録記載が乏しく、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(4) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ① 抜歯と同時の歯冠補綴物の除去について、除去に係る費用を算定している不適切な事例が認められたので改めること。
- ② 算定要件を満たしていない歯冠修復物又は補綴物の除去「著しく困難なもの」を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 歯根の長さの3分の1以上のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体以外のものについて算定していた。

10 手術

(1) 抜歯手術

- ① 抜歯手術における予後について、診療録に記載していない例が認められたので、適切な記載を行うこと。
- ② 抜歯手術における手術内容、予後について、診療録の記載内容が不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。
- ③ 算定要件を満たしていない難抜歯加算を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない場合に、難抜歯加算を算定していた。

(2) 口腔内消炎手術

- ① 診療録に記載すべき内容（手術部位、症状及び手術内容の要点）について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。

11 麻酔

- (1) 浸潤麻酔における麻酔薬剤の使用量を診療録に記載していない事例が認められたので、適切な記載を行うよう改めること。
- (2) 伝達麻酔の実施に当たっては、画像診断、各種検査結果等を十分に参考として、麻酔を必要とした歯の状態を十分考慮の上で行うこと。

12 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 補綴時診断料において、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

- ② 診療録に記載すべき内容（欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
- (2) クラウン・ブリッジ維持管理料
- ① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している事例が認められたので改めること。
- ・ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない事例が認められた。
- ② クラウン・ブリッジ維持管理料に係る情報提供文書について、原本を患者に交付し、その写しを診療録に添付すること。
- (3) ブリッジ
- ① 延長ブリッジについて、歯の欠損状況等から判断して、「ブリッジについての考え方 2007」に即した設計ではなく、ブリッジの給付対象とならないものを算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (4) 有床義歯
- ① 有床義歯の製作
- ・ 残根歯に対して、適切な歯内療法及び根面被覆処置を行わずに残根上義歯を製作していたので改めること。
- ② 算定要件を満たしていない有床義歯修理（咬合の再形成、床延長）を算定していたので改めること。
- ・ 多数歯欠損でないものに算定している例が認められた。
- ③ 算定要件を満たしていない有床義歯内面適合法を算定していたので改めること。
- ・ 新製有床義歯の装着日から起算して1月以内に算定している例が認められた。

13 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 歯科訪問診療料において、診療録に記載すべき内容（患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点）に記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。
- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、必要な事項の記載を的確に行うこと。
- ・ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）
- ③ 歯科診療特別対応加算
- ・ 診療録に記載すべき内容（当該加算を算定した日における患者の状態）について、画一的に記載している事例又は記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。

(2) 訪問歯科衛生指導料

- ① 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に指示した内容）について記載の不十分な例が認められたので改めること。
- ② 歯科医師が診療録に記載すべき内容（歯科衛生士等に指示した内容）について、画一的に記載している事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。

- ③ 実地指導を行った時間について画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った適切な実施時刻の記載を行うこと。
- (3) 歯科疾患在宅療養管理料
- ① 管理計画に記載すべき内容について、記載の不十分な事例が認められたので、適切な記載を行うよう改めること。
- ・ 全身の状態（服薬状況）
 - ・ 口腔内の状態（口腔衛生の状況、口腔粘膜の状態、乾燥の有無、歯科疾患の状況、有床義歯の状況、咬合状態等）
 - ・ 口腔機能の状態（咀嚼の状態、摂食・嚥下の状況及び構音の状況、食形態等）
 - ・ 管理方法の概要

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

1 掲示事項

- (1) 保険医療機関の掲示事項に関して不適切な部分が認められたので、改めること。
- ① 明細書発行に関する状況に係る院内掲示を行っていない。
- (2) 明細書の発行状況に関する事項について、公費負担医療の対象である患者等、一部負担金等の支払いがない患者についても、希望がある場合は無償で発行する旨の掲示がないので掲示すること。
- (3) 施設基準等の届出事項に掲げる掲示が行われていなかったのを改めること。
- ① 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- ② CAD/CAM冠
- ③ 金属床による総義歯の提供

2 施設基準等

- (1) 歯科技工加算1及び2
- ① 施設基準に適合していない歯科技工加算1及び2を算定していたので改めること。
- ・ 常勤の歯科技工士を配置していない。

3 診療報酬請求

- (1) 総論的事項
- ① 診療録と診療報酬明細書において、部位、病名、所定点数、合計点数が相違している事例が認められたので、十分に照合・チェックを行うこと。
- (2) 診療報酬明細書の記載
- ① 歯冠修復物及び補綴物の除去を算定する場合は、「摘要」欄に除去した歯冠修復物及び補綴物の部位及び種類を記載すること。（なお、「傷病名部位」欄の記載から除去した部位が明らかに特定できる場合にあっては、「摘要」欄への部位の記載を省略して差し支えない。）

4 一部負担金等

(1) 一部負担金

- ① 自家診療における一部負担金の徴収について、適切に徴収していない例が認められたので改めること。
- ② 一部負担金の徴収について、誤って徴収している例が認められたので改めること。
- ③ 未収の一部負担金の管理が不十分である（管理簿を作成していない、納入督促を行っていない）ので改めること。

(2) 領収書・明細書

- ① 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がない場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので改めること。

5 その他

- (1) 関係資料（歯科用3次元エックス線断層撮影、直近の診療録、保存期間を終了していない過去の診療録等）の未持参が認められたので、指示したものは必ず持参すること。
- (2) 保険医は、保険診療及び診療報酬請求に当たっての知識の研鑽にさらに努めること。